

飲料水貯水槽等維持管理報告書について

特定建築物における飲料水の管理状況を確認するため、八王子市では、毎年、特定建築物届出者に対し、「飲料水貯水槽等維持管理報告書」の提出を求めています（八王子市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則第5条）。

なお、給水設備が簡易専用水道に該当する場合、水道法第34条の2第2項に基づく登録検査機関による検査（法定検査）については、本報告書の提出をもって受検したものとみなしています。

1 報告対象施設

次のいずれかに該当する施設は、報告書を提出する必要があります。

- ・ 飲料水の貯水槽がある。
- ・ 飲料水を供給する中央式給湯設備（貯湯槽の有無に関わらず）がある。

※ 貯水槽及び中央式給湯設備を設置していない施設は対象外（報告不要）です。

※ 飲料水とは、人の飲用、炊事用、浴用（旅館の浴用を除く）、人の生活の用（手洗い用、洗浄装置付便座用（ウォシュレット）等）に供する水のことをいいます。

2 提出書類

飲料水の貯水槽（受水槽、高置水槽）又は貯湯槽については貯水槽又は貯湯槽ごと、中央式給湯設備（貯湯槽の有無に関わらず）については系統ごとに、報告書を一部ずつ作成してください。

《提出書類一覧》

種類	内容
① 表紙	記入例を参考に、毎月点検及び年2回点検の日付・結果、清掃及び水質検査の日付を記入してください。
② 水質検査結果書の写し	<u>令和6年（2024年）12月</u> <u>～ 令和7年（2025年）11月に実施したすべての検査結果</u> ※ 系統ごとすべての水質検査結果書（16項目、11項目、消毒副生成物、防錆剤）
③ 残留塩素等の測定記録の写し	<u>令和7年（2025年）11月分のみ</u> ※ 中央式給湯設備も同様。 中央式給湯設備は末端温度の測定記録可。

3 報告方法・報告期間・報告先

《報告方法》 郵送・持参・オンライン

《報告期間》 令和7年（2025年）12月1日（月）から12月15日（月）までの間

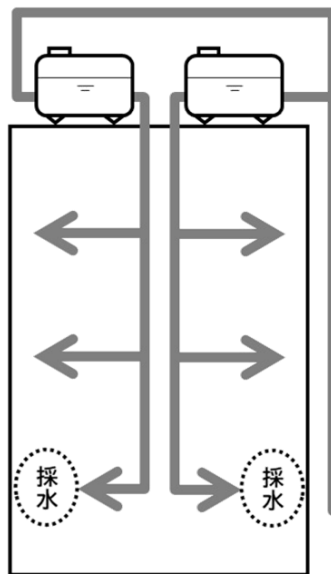
《郵送・持参の場合の報告先》

八王子市保健所 生活衛生課 環境衛生担当

〒192-0046 八王子市明神町三丁目19番2号 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟5階

【例 1】 特定建築物 1 棟

貯水槽 3 槽（受水槽 1 槽 + 高置水槽 2 槽）、2 系統

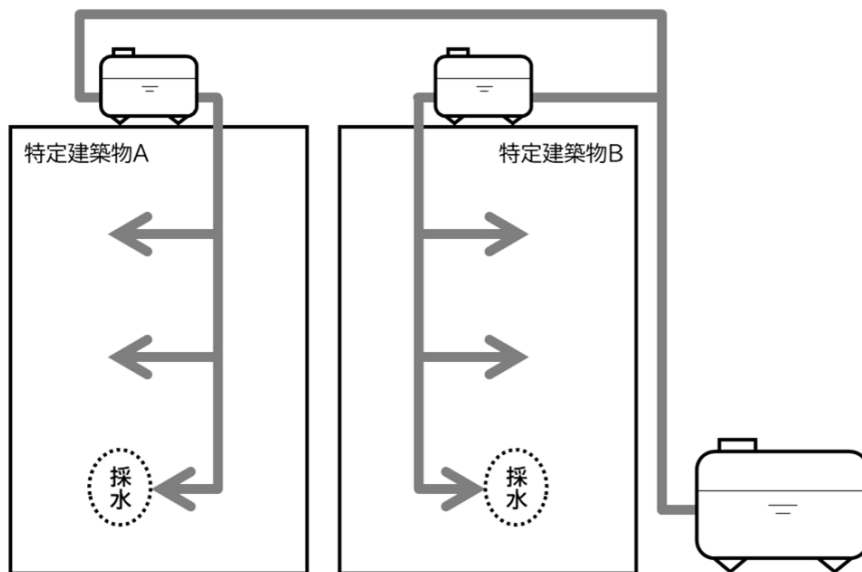


- ① 表紙
3 枚（貯水槽数分）
- ② 水質検査結果書の写し
2 種類（系統数分）
- ③ 残留塩素等の検査実施記録の写し
2 種類（系統数分）

※ 飲料水として使用する中央式給湯設備がある場合は、別途、給湯系統ごとに①～③の書類が必要です。

【例 2】 特定建築物 2 棟

（貯水槽 3 槽（受水槽 1 槽 + 高置水槽 2 槽）、2 系統）



- ① 表紙
3 枚（貯水槽数分）
- ② 水質検査結果書の写し
2 種類（系統数分）
- ③ 残留塩素等の検査実施記録の写し
2 種類（系統数分）

飲料水貯水槽等維持管理状況報告書（表紙）

受水槽分	高置水槽分	高置水槽分
ビル名： 特定建築物 A 特定建築物 B	ビル名： 特定建築物 A	ビル名： 特定建築物 B

※ 飲料水として使用する中央式給湯設備がある場合は、別途、給湯系統ごとに①～③の書類が必要です。

表紙の「ビル名」には、該当の貯水槽等から給水している特定建築物の名称をすべて記入してください。